

STOP ! 教育研究費の不正使用

～教育研究費の不正使用とは～

「本学の規程及び法令並びに交付の際の条件等に違反した教育研究費の管理及び執行のうち故意又は重大な過失によるもの」をいいます。（国立大学法人福島大学教育研究費の取扱いに関する規程第2条4項）

福島大学は「機関経理するすべての教育研究費」を不正使用防止の取り組みの対象としています。国民の貴重な税金を原資とする教育研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難を受けることになります。



個人経理

財団、企業、個人等から、職務上の研究・教育のために寄附を受けたが、大学を通さず（機関経理せず）個人で経理することです。



預け金（架空取引）

取引業者に架空取引を指示し、契約した物品等が納品されていないにもかかわらず、納品されたとして代金を大学に支払わせ、その支払金を当該業者に管理させることです。



カラ出張

出張したが用務先には行っていない、又は、出張を取り止めたにもかかわらず、用務先に行ったとして精算せずに、旅費を受給することです。



旅費の二重請求

他機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受給することです。



カラ謝金

勤務の実態がないにもかかわらず、業務従事者（学生等）の出勤票に勤務したことにして記入して請求することです。



還流行為

学生に対し架空の旅費や謝金を支給させたうえで、学生から旅費や謝金相当額の現金を還流させることです。

■相談窓口

【物品調達】→会計課調達係

電話：024-548-8104

e-mail: chotatsu@adb.fukushima-u.ac.jp

【旅費・謝金】→会計課経理係

電話：024-548-5305

e-mail: keiri@adb.fukushima-u.ac.jp

【図書】→学術情報課（附属図書館）

電話：024-548-8083

e-mail: ukeire@lib.fukushima-u.ac.jp

相談は上記の担当部署に加え各部局の事務室でも受け付けています。

■通報窓口

○監査室（監査室長）

電話：024-548-5193

e-mail: koueki@adb.fukushima-u.ac.jp

○弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

電話：024-533-3227

e-mail: info@suzukiyoshiki-lawoffice.com

告発者は「福島大学公益通報者保護規程」により保護され、規程では通報を理由として「解雇その他いかなる不利益な取扱いも行っていない」と定められています。

不正？
と思ったら
相談を！！